大阪府在宅医療移行支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　府は、在宅医療に携わる人材を養成し、保険医療機関における入退院支援の取組みや医療機関間の連携を推進するため、予算の定めるところにより、大阪府在宅医療移行支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業）

第２条　補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、在宅医療及び入退院支援に携わる医療従事者に対する研修等の実施及び在宅医療移行体制の整備に関する事業とする。

（補助対象事業者）

第３条　この補助金の交付の対象となる事業者は、別表の第１欄に定める者とする。

（補助対象経費）

第４条　この補助金の交付の対象となる経費は、別表の第２欄に定める事業を実施するために必要な同表第３欄に定める経費とする。

（補助金交付額の算定方法）

第５条　交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

　（１）別表の第３欄に定める対象経費の実支出額と第４欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

　（２）（１）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第５欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

（補助金の交付申請）

第６条　規則第４条第１項の規定による申請は、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

（１）大阪府在宅医療移行支援事業補助金交付申請書（様式第１号）

（２）要件確認申立書（様式第１‐２号）

（３）暴力団等審査情報（様式第１‐３号）

（４）その他知事が必要と認める書類

２　ただし、前項（２）及び（３）の提出書類について、補助事業者が次の団体であるときは、提出を要さない。

　（１）独立行政法人、地方独立行政法人

　（２）国立大学法人

　（３）特殊法人

　（４）公益社団法人、公益財団法人

　（５）その他、知事が認めるもの

（経費配分の軽微な変更等）

第７条　規則第６条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更は、２以上の事業費目に係る配分額のいずれか２０％以内で配分額の流用を行うとする場合の変更とする。

２　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の２０％以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

３　規則第６条第１項第１号又は第２号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府在宅医療移行支援事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第２号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

４　規則第６条第１項第３号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府在宅医療移行支援事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第３号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（補助の条件）

第８条　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（２）補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業者が地方公共団体以外の場合、補助事業に係る収入及び支出（補助事業者が地方公共団体の場合は補助事業に係る予算及び決算）を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後１０年間保管しておかなければならない。

（３）補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等地方公共団体における手続に準拠しなければならない。

（４）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第４号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

　　　なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

（５）補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助金交付の申請の取下げ）

第９条　補助金の交付の申請をした者は、規則第７条の規定による通知を受け取った日から起算して３０日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

２　前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（状況報告）

第10条　規則第１０条の規定による報告は、大阪府在宅医療移行支援事業遂行状況報告書（様式第５号）を知事が別に定める日までに提出することで行わなければならない。

（補助金の交付の変更申請）

第11条　補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、大阪府在宅医療移行支援事業補助金変更交付申請書（様式第６号）により、知事が定める日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第12条　規則第１２条の規定による実績報告は、大阪府在宅医療移行支援事業補助金事業実績報告書（様式第７号）を、補助事業の完了した日の翌日から起算して３０日以内又は翌年度の４月３０日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条　知事は、規則第１３条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第５条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

２　前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、大阪府在宅医療移行支援事業補助金交付請求書（様式第８号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（検査）

第14条　知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めたときは補助対象事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附　則

　この要綱は、平成２９年３月２８日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和３年６月９日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和５年５月１０日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別　表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　事業者 | ２　事業名 | ３　対象経費 | ４　基準額 | ５　補助率 |
| 一般社団法人  大阪府医師会  又は  大阪府内の  郡市区医師会  又は  大阪府内に  所在する病院  又は  在宅医療に必要な  連携を担う拠点※ | 在宅医療普及促進事業 | 在宅医療に携わる医療従事者等を対象に、在宅医療の理解促進を行う活動に必要な経費  （報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料） | 1回あたり400 千円 | 10分の10 |
| 大阪府内に  所在する病院  （ただし、地域医療  支援病院及び在宅  療養後方支援病院  は除く。） | 在宅医療移行体制確保事業 | 在宅療養患者の病状変化時の受入れ体制確保に努める医療機関に対し、退院調整を行う看護師等を新たに配置するために必要な人件費  （報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金） | 1病院あたり  4,000千円  （事業初年度  1回限り） | 2分の1 |
| 公益社団法人  大阪府看護協会 | 入退院支援機能強化研修事業 | 病院の入退院支援、退院調整業務に従事する看護職員等に対する研修の実施に必要な経費  （報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料） | 大阪府知事が  必要と認めた額  （当該年度の予算額） | 10分の10 |

※　「在宅医療に必要な連携を担う拠点」：大阪府医療計画に位置付けた在宅医療に必要な連携

を担う拠点